

議案第23号

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省
令第40号）の施行に伴い、連携施設等の確保の要件緩和を行うため、この案を提出するもので
ある。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年米原市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による」を「次のいずれかに該当するときは、」に改め、「に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を削り、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「深夜の勤務に従事する場合」の次に「または保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条1～3 略</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは</u>、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条1～3 略</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年</p>	<p>・市長が、家庭的保育事業者等の利用者に、当該保育の提供の終了後も引き続き教育または保育を提供するよう優先的な取り扱いや必要な措置を講じている場合、連携施設の確保の規定を適用しないとされたことに伴う改正</p>

<p>法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間および深夜の勤務に従事する場合または保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは<u>環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等</u>、保育の必要の程度および家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 略</p>	<p>法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間および深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度および家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 略</p>	<p>・居宅訪問型保育事業者による保育の提供について、保護者の疾病等により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合にも実施が可能であることを明記されたことに伴う改正</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------